

一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務手数料規程

(2025年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第48条の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第15条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する建築物に関する確認の申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特例とは建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいう。

床面積の合計	基本額 ※1			審査加算額		
	型式適合認定住宅 ※2	特例有 (新3号)	特例無	省エネ(棟別) ※3	構造(構造上の棟別) ※4	
				仕様基準	木造	非木造
30㎡以内のもの	20,000円	12,000円	18,000円	3,000円	5,000円	7,000円
30㎡超え100㎡以内		20,000円	25,000円			
100㎡超え200㎡以内		30,000円	33,000円			
200㎡超え300㎡以内		35,000円	40,000円	10,000円	12,000円	15,000円
300㎡超え500㎡以内			50,000円		40,000円	50,000円
500㎡超え10,000㎡以内	見積り	60,000円				
10,000㎡超えるもの		見積り				

※1) 同一敷地内に、申請建築物が複数棟ある場合は、主たる建築物で基本額の特例有無を判別し、床面積は申請建築物を合算し算定する。(以下同じ)

※2) 型式適合認定住宅は、戸建て住宅に限る。(特例有の車庫及び物置等の附属建築物を含む。)なお、戸建て住宅以外の基本額は、特例有で算定する。(以下同じ)

※3) 令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号による審査(以下、「仕様基準」という。)

※4) 仕様規定又は許容応力度計算

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変

更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用がある場合には、第1項の手数料の額に6,000円を加算した額とする。

4 既存不適格建築物に増築する場合は、第1項の手数料の額に6,000円を加算した額とする。

5 センター以外の者から、次の表に掲げる通知書等を受けた建築物の場合は、第1項の手数料の額に、棟ごとに5,000円を加算した額とする。（以下同じ）

1. 省エネ適合性判定通知書
2. 設計住宅性能評価書
3. 長期使用構造等である旨の確認書
4. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
5. 性能向上計画の認定通知書
6. 国土交通大臣の認定書

（昇降機及び工作物に関する確認の申請手数料）

第3条 業務規程第15条第1項第4号に規定する昇降機に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 昇降機を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1基につき、15,000円

(2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1基につき、8,000円

2 業務規程第15条第1項第5号に規定する工作物に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 15,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 8,000円

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第4条 業務規程第15条第1項第1号及び第2号に規定する建築物に関する中間検査の申請手数料の額は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	額
30㎡以内のもの	28,000円
30㎡超え100㎡以内	36,000円
100㎡超え200㎡以内	46,000円
200㎡超え300㎡以内	50,000円
300㎡超え500㎡以内	60,000円
500㎡超え10,000㎡以内	70,000円
10,000㎡超えるもの	見積り
型式適合認定住宅	25,000円

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第15条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	基本額				検査加算額（棟別）			
	型式適合 認定住宅	特例有 (新3号)	特例無		省エネ検査 ※2		軽微変更 ※5	
			戸建住宅 ※1	非戸建住宅	センター ※3	他機関 ※4		
30㎡以内のもの	25,000円	20,000円	23,000円	28,000円	6,000円	8,000円	3,000円	
30㎡超え100㎡以内		25,000円	28,000円	36,000円				
100㎡超え200㎡以内		32,000円	35,000円	46,000円				
200㎡超え300㎡以内		42,000円	45,000円	50,000円	8,000円	12,000円		5,000円
300㎡超え500㎡以内			50,000円	60,000円				
500㎡超え10,000㎡以内	見積り	見積り	70,000円					
10,000㎡超えるもの			見積り					

- ※1) 戸建住宅に、店舗等の併用・兼用住宅は含まない。
 - ※2) 省エネ検査を算定する床面積は、省エネ法施行令第4条第1項に定める床面積（仕様基準を除く。）で算定する。
 - ※3) センターから直前の省エネ適合判定通知書等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。）第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物）を受けた建築物または、センターで仕様基準による確認済証を受けた建築物とする。
 - ※4) 上記の判定通知書等をセンター以外のものから受けた建築物とする。
 - ※5) 特例無の場合に、適用する。
- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算出し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算出する。
 - 3 令和7年3月31日以前に確認済証を交付され、令和7年4月1日以降に工事着手した場合は、第2条第1項に掲げる表中の審査加算額を加算する。
 - 4 第7条に掲げる仮使用認定の申請をセンターに申請した場合は、第1項の規定によらず、一律30,000円とする。
 - 5 次に掲げる業務をセンターに申請した場合は、完了検査申請手数料の合計額より2,000円減額した額とする。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
 - (2) 住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む。）
 - (3) 住宅性能証明書発行業務
 - (4) BELS 評価業務
 - (5) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務

- (6) 住宅省エネルギー性能証明書の発行業務
- 6 第4条に掲げる中間検査をセンターで実施した場合は、完了検査申請手数料の合計額より2,000円減額した額とする。
- 7 住宅瑕疵担保保険（住宅保証機構株式会社に限る。）の検査をセンターで実施した場合は、完了検査申請手数料の合計額より5,000円減額した額とする。
- 8 前3号に掲げる減額を適用する場合は、適合通知書等が交付された場合に限る。

(昇降機及び工作物に関する完了検査の申請手数料)

- 第6条** 業務規程第15条第1項第4号に規定する昇降機に関する完了検査の申請手数料の額は1基につき、25,000円とする。
- 2 業務規程第15条第1項第5号に規定する工作物に関する完了検査の申請手数料の額は、18,000円とする。

(検査済証交付前の建築物等の仮使用認定の申請手数料)

- 第7条** 業務規程第15条第1項第1号及び第2号に規定する建築物に関する仮使用認定の申請手数料の額は、仮使用認定の申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	基本額			検査加算額（棟別）		
	型式適合 認定住宅	特例無		省エネ検査		軽微変更
		戸建住宅	非戸建住宅	センター	他機関	
30㎡以内のもの	25,000円	23,000円	28,000円	6,000円	8,000円	3,000円
30㎡超え100㎡以内		28,000円	36,000円			
100㎡超え200㎡以内		35,000円	46,000円			
200㎡超え300㎡以内		45,000円	50,000円	8,000円	12,000円	5,000円
300㎡超え500㎡以内		50,000円	60,000円			
500㎡超え10,000㎡以内		見積り	70,000円			
10,000㎡超えるもの			見積り			

- 2 令和7年3月31日以前に確認済証を交付され、令和7年4月1日以降に工事着手した場合は、第2条第1項に掲げる表中の審査加算額を加算する。

(再検査手数料)

- 第8条** 検査（リモート接続ができず検査を実施できない場合を含む。）又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数は、それぞれ、第5条、第6条及び第7条により算定した額とする。

(確認済証等の記載事項証明に関する手数料)

- 第9条** 業務規程第67条第2項に規定する記載事項証明に係る手数料は、証明書1通につき1,100円とする。

(再交付手数料)

第10条 業務規程第68条に規定するセンターが交付した確認済証又は検査済証を再交付する場合の手数料は、1通につき5,500円とする。

(手数料の免除、減額又は割増)

第11条 第2条から前条までに規定する手数料の額は、理事長が必要と認めた場合は免除、減額又は割増できるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。